

令和7年10月28日（火）

令和7年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
(第2回)

議案書

【時間】午後2時から

【場所】紀の川市役所4階 401会議室

内容

会議次第	- 1 -
委員名簿	- 2 -
議案第 1 号	- 3 -
議案第 2 号	- 5 -
議案第 3 号	- 10 -
議案第 4 号	- 14 -
【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約	- 28 -

会議次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 出席者紹介

4. 議 事

議案第 1 号

▼紀の川デマンド乗合交通（のりのり交通）の河南地域拡大について
資料 1 および別冊資料のとおり

議案第 2 号

▼運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案の位置付けについて
資料 2 のとおり

議案第 3 号

▼桃山鞠渕コースのバス停新設について
資料 3 のとおり

議案第 4 号

▼令和 8 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る地域公共交通
計画の変更について
資料 4 のとおり

5. そ の 他

6. 閉 会

委員名簿

(敬称略)

規約第4条に基づく位置付け	所属	職名	氏名	備考
(1)紀の川市の指名する者	紀の川市	副市長	今城 崇光	会長
	紀の川市福祉部	部長	貴多橋 一仁	
	紀の川市農林商工部	部長	西 博行	
	紀の川市建設部	部長	山本 欣史	
	紀の川市教育部	部長	長田 和美	
(2)法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社	取締役社長	佐伯 一也	
	株式会社有交紀北	代表取締役	西脇 正宜	
	公益社団法人 和歌山県バス協会	専務理事	森下 清司	
	一般社団法人 和歌山県タクシー協会	会長	豊田 英三	
	和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	バス部会長	坂前 吉信	
	西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社	副支社長	礒川 健太郎	
	和歌山電鐵株式会社	代表取締役専務	麻生 剛史	
(3)住民又は利用者の代表	打田地区区長会	会長	山地 克巳	
	粉河地区区長会	会長	赤松 新太郎	
	那賀地区区長会	会長	野村 清彦	
	桃山地区区長会	会長	新谷 幸治	
	貴志川地区区長会	会長	井上 祐	
	紀の川市身体障害者連盟	会長	川嶋 至	
(4)近畿運輸局和歌山運輸支局長 又はその指名する者	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	明石 久則	
	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	川村 昌光	
(5)岩出警察署長又はその指名する者	岩出警察署	署長	赤井 啓修	
(6)道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者	龍谷大学文学部	教授	井上 学	副会長
	和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所	所長	柴田 真次	
	和歌山県地域振興部 地域政策局総合交通政策課	課長	石井 宏紀	監査委員
	那賀振興局建設部	副部長	久保 省生	
	岩出市総務部総務課	課長	西浦 正員	監査委員

議案第1号

紀の川デマンド乗合交通（のりのり交通）の河南地域拡大について

■令和8年1月5日から「紀の川デマンド乗合交通（のりのり交通）」の運行区域を河南地域に拡大することについて、次のとおり承認を求める。

資料1および別冊資料のとおり

令和7年10月28日提出

紀の川デマンド乗合交通（のりのり交通）の 河南地域拡大について（協議事項）

協議事項の概要

趣旨	令和7年1月8日から紀の川の河北地域で運行を開始した「紀の川デマンド乗合交通」（区域運行）について、令和8年1月5日から運行区域を河南地域に拡大するにあたり、以下の内容について本協議会における承認を求める
協議内容 【別冊資料】	<ul style="list-style-type: none"> ①区域運行の導入について ②営業区域について ③運行車両について <ul style="list-style-type: none"> ・乗車定員11人未満の車両の使用 ・営業所ごとに配置する車両数
協議会 検討経過	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和5年度第2回協議会（令和5年9月1日） <ul style="list-style-type: none"> ・よりきめ細やかな地域公共交通サービスへの期待の高まりに応えるため、地域特性に応じた輸送手段へ転換することについて協議 ◆ 令和5年度第3回協議会（令和6年1月22日） <ul style="list-style-type: none"> ・地域巡回バスの見直しの方向性について、鉄道・路線バス・タクシー等との適切な役割分担を前提として、一定の地域ごとに固定の経路や時刻を定めないデマンド型区域運行への転換を図ることを承認 ◆ 令和6年度第1回協議会（令和6年6月24日） <ul style="list-style-type: none"> ・デマンド型区域運行の導入について、予約、配車システム等の事業者選定の進捗および令和7年1月から河北地域での運行開始を目指す旨を報告 ◆ 令和6年度第2回協議会（令和6年11月8日） <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年1月8日から紀の川の河北地域で紀の川デマンド乗合交通（区域運行）の運行を開始することについて承認

（報告事項）

運賃 ※軽微運賃として右記のとおり届出	一般：300円 小・中学生、障害者およびその介助者：200円 小学生未満：無料 既存の鉄道、路線バス、タクシー及び地域巡回バスの運賃及びサービス水準とのバランスを考慮して設定
------------------------	--

議案第2号

運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案の位置付けについて

■令和7年6月30日付で国土交通省より示された「運賃協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方」に基づき、関係者の負担軽減及び生産性の向上を図る観点から、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案の位置付けを行うことについて、次のとおり承認を求める。

資料2のとおり

令和7年10月28日提出

■運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案の位置付けについて

1.検討の経緯

令和5年10月1日の改正道路運送法の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等を協議するには、以下の手続きが必要となりました。

- ① あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じること。
(ホームページや広報紙等での意見募集の掲載などが必要)
- ② 運賃等を定める一般乗合旅客自動車運送事業者のみが参加する協議会において協議すること。
(独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう構成員を限定して、地域交通協議会とは別に開催することが必要。複数の事業者が関係する協議の場合は、1事業者ごとに協議を行う必要があります。)

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧

道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調つたときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調つているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等[※]により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などと想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調つたときは、協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

国土交通省資料から抜粋して掲載

これに伴い、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会の部会として「運賃協議部会」を設置し、地域巡回バスや紀の川コミュニティバス等の運賃について協議を行うこととしています。（道路運送法第9条第4項）

なお、運賃に関する協議は、運賃の変更を行わない場合でも必要なケースがあります。例えば、停留所新設等に伴って路線の延長や運行経路の変更があれば、運賃の届出も併せて行う関係から運賃協議会での協議を調える必要があり、さらにその協議を行いうえで、事前に意見募集等の手続きが必要となっています。（道路運送法第9条第5項）

このような状況の中で、令和7年6月30日付で国土交通省より、運賃協議会関係者の負担軽減及び生産性向上を図る観点から、運賃協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方として、「必ずしも全ての事案について開催されるべきものではなく、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しない」との考え方が新たに示されました。

また、軽微な事案として、以下の例が示されています。

【国土交通省が示した軽微な事案の例】

- | |
|---|
| ① 均一制運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合(競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。)でも、運賃額に変更がない場合 |
| ② 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合 |
| ③ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合 |
| ④ 新たな決済手段を追加する場合 |

2.議案の内容

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議部会においても、上記の考え方に基づき、「上記の国土交通省が示した軽微な事案の4例」および「その他部会において、明らかに軽微な事案であると認められた場合」については、運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案として位置付けたいと考えているため、本協議会においてお諮りします。

本議案についてご承認いただけた場合、8ページ、9ページの案のとおり運賃協議部会設置規程を改正します。(改正箇所は次ページ以降の赤字部分をご覧ください)

なお、令和7年10月7日～10月20日までの期間で実施した運賃協議部会(書面会議)で、部会員の皆様に改正案に関する意見照会をした結果、賛成10名、反対0名となりました。

紀の川市地域公共交通活性化再生協議会運賃協議部会設置規程

制定 令和7年6月24日

改正 令和7年10月28日

(設置)

第1条 この規程は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき、運賃協議部会（以下「部会」という。）を設置し、組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議組織として、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項について協議するものとする。

(組織)

第3条 部会は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の委員の中から、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

（1）紀の川市副市長

（2）当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

（3）住民又は利用者の代表

（4）近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者

2 協議会会長が必要と認める場合は、部会以外の者を出席させることができる。

(部会長)

第4条 部会に部会長1名を置く。

2 部会長は、部会員のうちから紀の川市副市長をもって充てる。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 会議の案件について、次に掲げる場合は、会議の開催を省略することができる。

- (1) 均一性運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合でも、運賃額に変更がない場合。ただし、競合する路線がある場合及び路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (4) 新たな決済手段を追加する場合
- (5) その他部会において、明らかに軽微な事案であると認められた場合

(書面による決議)

第6条 部会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると部会長が認める場合は、書面により決議をすることができる。この場合において、前条第3項中「出席」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

(報酬)

第7条 部会員が会議に出席したときの報酬は、規約第17条の例による。

(事務局)

第8条 部会の業務を処理するための事務局は、規約第14条に規定する事務局がある。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年6月24日から施行する。

この規程は、令和7年10月28日から施行する。

議案第3号

桃山駅渋コースのバス停新設について

- 令和8年1月5日から駅渋出張所・駅渋診療所が移転することに伴い、当該施設内にバス停を新設することについて、次のとおり承認を求める。

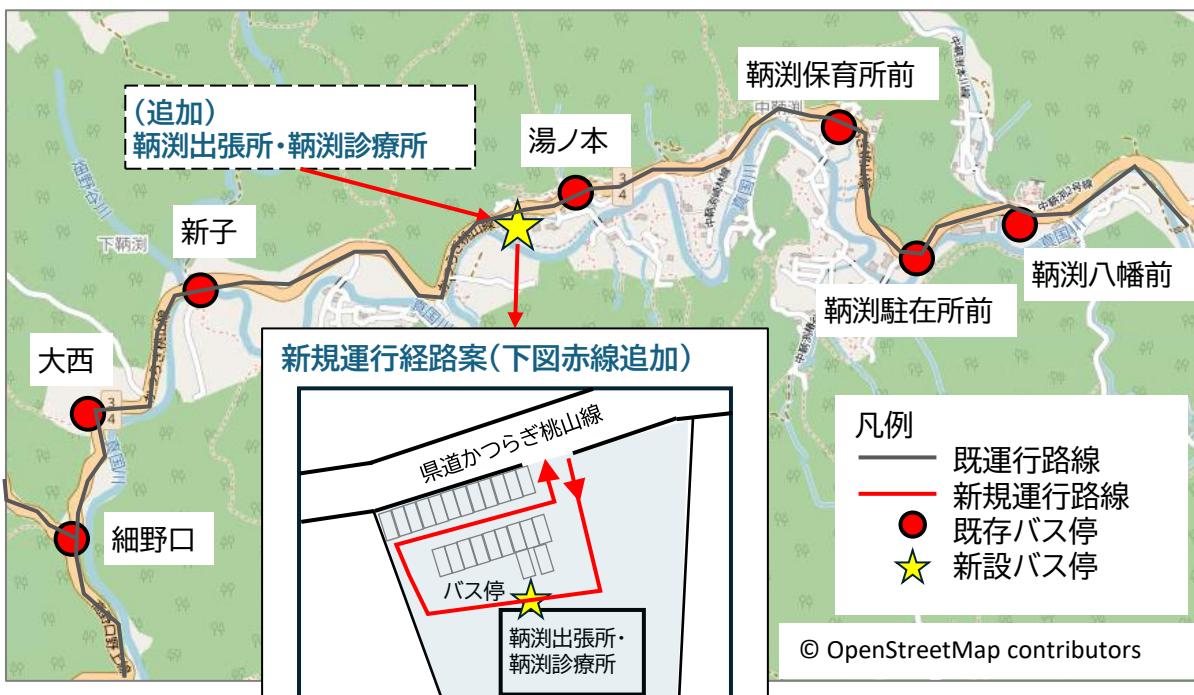
資料3のとおり

令和7年10月28日提出

桃山駅済コースのバス停新設について (R8.1.5~)

- 令和8年1月に駅済出張所・駅済診療所が移転することに伴い、**地域巡回バス桃山駅済コース**のバス停を当該敷地内に新設し、**令和8年1月5日(月)**から乗入を行う予定です。
- バス停新設により、施設内駐車場を下図のとおり通行します。
- なお、バス停新設後は右記の時刻表案のとおり運行予定となっています。既存バス停の発着時刻の変更はありません。
- この変更に伴う運賃の変更はありません。

桃山駅済コース 新設バス停・新規運行経路



桃山駅済コース 新時刻表案

桃山駅済コース ※一部予約型						
停留所	初程	所要	↓		所要	↑
下志賀	1.5	0:04	7:30	9:40	15:50	9:40 14:00 17:30
鳥済	1.5	0:01	7:34	9:44	15:54	0:10 9:30 13:50 17:20
出会い橋	0.4	0:01	7:35	9:45	15:55	0:01 9:29 13:49 17:19
北原	1.4	0:01	7:36	9:46	15:56	0:01 9:28 13:48 17:18
駅済八幡前	0.3	0:00	7:37	9:47	15:57	0:01 9:27 13:47 17:17
駅済駐在所前	0.5	0:00	7:37	9:47	15:57	0:00 9:27 13:47 17:17
駅済保育所前	1.0	0:02	7:37	9:47	15:57	0:00 9:27 13:47 17:17
湯ノ本	0.2	0:01	7:39	9:49	15:59	0:02 9:25 13:45 17:15
駅済出張所・駅済診療所	1.1	0:01	7:40	9:50	16:00	0:01 9:24 13:44 17:14
新子	0.5	0:01	7:41	9:51	16:01	0:01 9:23 13:43 17:13
大西	0.6	0:01	7:42	9:52	16:02	0:01 9:22 13:42 17:12
細野口	1.6	0:03	7:43	9:53	16:03	0:01 9:21 13:41 17:11
彦谷口	0.5	0:01	7:46	9:56	16:06	0:03 9:18 13:38 17:08
和田	0.5	0:01	7:47	9:57	16:07	0:01 9:17 13:37 17:07
彦谷口	1.6	0:02	7:48	9:58	16:08	0:01 9:16 13:36 17:06
細野口	1.0	0:02	7:50	10:00	16:10	0:02 9:14 13:34 17:04
高原	2.0	0:05	7:52	10:02	16:12	0:02 9:12 13:32 17:02
黒川	1.3	0:02	7:57	10:07	16:17	0:05 9:07 13:27 16:57
桃山小学校跡前	1.7	0:04	7:59	10:09	16:19	0:02 9:05 13:25 16:55
善田集会所前	1.1	0:03	8:03	10:13	16:23	0:04 9:01 13:21 16:51
大原	0.5	0:01	8:06	10:16	16:26	0:03 8:58 13:18 16:48
大原口	0.7	0:01	8:07	10:17	16:27	0:01 8:57 13:17 16:47
犬の墓	0.7	0:01	8:08	10:18	16:28	0:01 8:56 13:16 16:46
中の宮	0.5	0:01	8:09	10:19	16:29	0:01 8:55 13:15 16:45
五百谷口	0.3	0:00	8:10	10:20	16:30	0:01 8:54 13:14 16:44
滝の平	1.5	0:02	8:10	10:20	16:30	0:00 8:54 13:14 16:44
三船神社前	0.4	0:01	8:12	10:22	16:32	0:02 8:52 13:12 16:42
北神田	0.5	0:02	8:13	10:23	16:33	0:01 8:51 13:11 16:41
紀の川市桃山支所	0.5	0:03	8:15	10:25	16:35	0:02 8:49 13:09 16:39
市場	0.5	0:01	8:18	10:28	16:38	0:03 8:46 13:06 16:36
段	2.7	0:11	8:19	10:29	16:39	0:01 8:45 13:05 16:35
オーストリート前			8:30	10:40	16:50	0:05 8:40 13:00 16:30
			29.1	1:00		要予約 1:00

桃山鞆済コースのバス停新設について (R8.1.5~)

資料3

鞆済出張所・鞆済診療所 バス停周辺写真



今後のスケジュール案

日 程	内 容
令和7年10月28日(火)	<ul style="list-style-type: none">■ 令和7年度第2回協議会・桃山駄済コースのバス停新設について承認・運賃協議部会の開催を要しない軽微な事案とすることについて確認 (※議案第2号関連)
～令和7年11月28(金)	<ul style="list-style-type: none">■ 運行事業者による届出等
令和8年1月	<ul style="list-style-type: none">■ 市広報紙等で周知
令和8年1月5日(月)～	<ul style="list-style-type: none">■ 駄済出張所・駄済診療所へ乗入開始

議案第4号

令和8年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る地域公共交通計画の変更について

■令和8年1月5日から紀の川市地域巡回バス「桃山鞆湊コース」のバス停新設に伴い、令和8年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る地域公共交通計画を変更することについて、次のとおり承認を求める。

■資料4のとおり

令和7年10月28日提出

案

資料 4

陸上交通様式第 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

7 紀地交会発第 号
令和 7 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
住 所 和歌山県紀の川市西大井 338 番地
代表者氏名 会長 今城 崇光

地域公共交通計画変更届出書

令和 7 年 9 月 25 日付け国総地第 144 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和 8 年 1 月 5 日

○ 変更箇所

(7) (粉河桃山路線) 桃山鞆渕コース
上記運行系統の「系統キロ程の変更」

○ 変更理由

鞆渕出張所・鞆渕診療所の移転に伴い、新たに当該施設内に桃山鞆渕コースのバス停を設置し、乗入を行うため。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和 7 年 月 日

(名称) 紀の川市地域公共交通活性化再生協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(目的・必要性)

平成17年11月7日に旧那賀郡内の5町（打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町）が合併し、紀の川市が誕生した。合併により市の面積が228.21 km²に拡大し、行政サービス調整の一つとして、地域公共交通サービスの連携・構築が図られた。合併当時、旧町ごとに地域公共交通のサービスレベルが異なっており、特に高齢者や障害者などの交通弱者にとって市内（合併前の隣町への）移動が困難となっている状況が浮き彫りとなった。

また、公共交通事業者の不採算バス路線撤退等による公共交通空白地域の増加等も生じており、市内全域をカバーする地域公共交通の導入が望まれた。こうした状況のもと、交通弱者の日常的な移動手段の確保、公共交通空白地域の解消を目的とし、平成19年4月から市役所、病院、駅、商業施設等を経由する「紀の川市地域巡回バス（以下、「地域巡回バス」）」の試行運転を実施した。このバス路線の特徴としては、主となる利用者が高齢者であることから、ほとんどの路線において、総合病院である公立那賀病院に停留所を設置したところである。

試行運行中には、利用者等へのアンケート調査、利用実績の分析、地区要望の集約等を実施し、本格運行に向けての準備を行うとともに、平成21年3月には地域公共交通総合連携計画を策定し、平成21年度から平成23年度まで地域公共交通活性化・再生総合事業も活用しながら、平成21年5月から地域巡回バスの本格運行を開始した。

平成19年4月の試行運行開始から15年以上が経過し、地域巡回バスの認知度は高齢者や障害者の移動手段、山間部地域の学生の通学手段等として、徐々に浸透してきている。また、高齢化、人口減少対策として、市全体で定住施策を推進している中で、公共交通の充実も定住の条件の一つと考えている。

以上の経緯を踏まえ、市民・事業者・行政等が協力し一体となって、市民誰もがバス等を利用し、いつでも市内を安全に移動できるよう、公共交通手段を確保し、サービスの提供を維持することを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

紀の川市は、令和 6 年 3 月に「紀の川市地域公共交通計画」（以下、「計画」）を策定した。計画において、地域巡回バスの運行に関する定量的な目標値（令和 10 年度）について、以下のとおり設定している。

- ・ 地域巡回バス及びデマンド型乗合交通の利用者数…35,000 人/年（計画 P32）
- ・ 市が運行する地域公共交通の収支率…5.4%（計画 P35）
- ・ 地域公共交通に対する市の財政負担額…1.4 億円/年（計画 P35）

上記目標は、人口減少やさらなる高齢化が見込まれる中、計画期間内において地域特性に応じた輸送手段の導入などを通じ、市民ニーズに応じたきめ細やかな地域公共交通づくりを進めることで、利用者数を新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に回復させるとともに、利用者数の増加に伴う収支率の向上や運行の効率化による市の財政負担額増加の抑制等により、持続可能な地域公共交通を確保することを目標として設定したものである。

令和 8 年度の地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）における目標は、利用促進等の取組により、地域巡回バス（地域公共交通確保維持事業対象路線）の利用者数・収支率・市の財政負担額を直近実績である令和 6 年度（事業年度は R5.10～R6.9）より改善することで、上記計画目標の達成に近づけることを目標とする。

●利用者数（令和 6 年度実績より 1 日当たりの利用者数を 1 人増加）

路線名 (コース名)	令和 8 年度（目標）		(参考) 令和 6 年度（実績）	
	利用者数	1 日当たりの利用者数	利用者数	1 日当たりの利用者数
粉河那賀路線 (名手上那賀支所及び川原西脇コース)	7,674 人	21.2 人/日	7,347 人	20.2 人/日
打田粉河路線 (赤尾藤井及び長田竜門コース)	3,258 人	9.0 人/日	2,775 人	7.6 人/日
打田貴志川路線 (打田貴志川及び細野貴志川コース)	7,747 人	21.4 人/日	7,390 人	20.4 人/日
粉河桃山路線 (桃山鞆渕コース)	3,186 人	8.8 人/日	2,816 人	7.8 人/日
合計	21,865 人	60.4 人/日	20,328 人	56.0 人/日

※打田粉河路線は、地域内フィーダー系統補助の要件を満たせる利用者数を目標値に設定

●収支率（上記利用者数の増加率をもとに、令和 8 年度の収支率目標を設定）

路線名 (コース名)	令和 8 年度（目標）	(参考) 令和 6 年度（実績）
粉河那賀路線 (名手上那賀支所及び川原西脇コース)	2.9%	2.8%
打田粉河路線 (赤尾藤井及び長田竜門コース)	1.6%	1.3%
打田貴志川路線 (打田貴志川及び細野貴志川コース)	2.1%	2.0%
粉河桃山路線 (桃山鞆渕コース)	3.2%	2.9%
路線全体	2.3%	2.2%

●市の財政負担額（上記利用者数の増加率をもとに、令和 8 年度の市の財政負担額目標を設定）

路線名 (コース名)	令和 8 年度（目標）	(参考) 令和 6 年度（実績）
粉河那賀路線 (名手上那賀支所及び川原西脇コース)	13,703,674 円	13,724,387 円
打田粉河路線 (赤尾藤井及び長田竜門コース)	10,853,295 円	10,883,888 円
打田貴志川路線 (打田貴志川及び細野貴志川コース)	20,362,881 円	20,386,381 円
粉河桃山路線 (桃山鞆渕コース)	6,425,326 円	6,454,491 円
合計	51,345,176 円	51,449,147 円

(2) 事業の効果	
対象路線を維持することで、以下の3点の効果が得られると考えられる。	
<ul style="list-style-type: none"> ・山間部等の公共交通空白地域の解消 ・高齢者等の日常生活（通院・買い物）に必要不可欠な移動手段の確保 ・他の路線バスや駅への接続による広域的な公共交通ネットワークの形成 	
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
紀の川市を実施主体として、以下の取組を実施	
<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報紙、ホームページ、出前講座等を活用した情報発信 ・時刻表の配布（市内高校・転入者等）による利用促進 ・駅前駐輪場、駐車場の整備による鉄道・バスの利便性向上 ・その他、地域巡回バス等を活用したイベントについて、随時関係者と連携しながら企画・実施 	
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付	
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線（粉河那賀路線・打田粉河路線・打田貴志川路線・粉河桃山路線）について、その運行に係る費用総額約6,250万円のうち、紀の川市から運行事業者への補助金額は、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。	
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
粉河那賀路線・打田粉河路線・打田貴志川路線・粉河桃山路線の利用者数や収支率、市の財政負担額は、運行事業者からの報告数値をもとにモニタリングや評価を実施する。	
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要	
<p>【地域間幹線系統のみ】</p> <p>該当なし</p>	
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧	
<p>【地域間幹線系統のみ】</p> <p>該当なし</p>	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項	
<p>【地域間幹線系統のみ】</p> <p>該当なし</p>	
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要	
<p>【地域内フィーダー系統のみ】</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>	

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

運行車両は、登録から10年を超し（平成20年導入）、走行距離が100万kmに迫っており、安全運行のため老朽化した車両の早急な買換えを行う必要があった。

また、運行路線の道路特性から小型車両以外で運行した場合、安全性の確保が困難である。そのため、過去の利用者実績値等により、乗車定員13人の小型車両を導入することとした。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

老朽化した車両を更新し、地域巡回バスの運行を維持する。

○令和4年10月導入車両

- i. 導入車両：トヨタハイエースコミューター
- ii. 導入時期：令和4年10月
- iii. 導入台数：1台

なお、目標は、2(1)「事業の目標」に記載のとおり

(2) 事業の効果

車両導入により路線を維持し、沿線地域に住んでいる高齢者等の交通弱者の生活路線が確保される。さらに、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、利便性が確保される。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

「表6」を添付

なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する粉河那賀路線・打田粉河路線の車両の取得について、購入費用総額6,440,000円のうち、紀の川市から運行事業者への補助金額は、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

本協議会の近年の開催状況と主な議論の内容は、下表のとおり。

開催日	主な議題
令和4年 6月13日	<p>○令和4年度第1回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業報告について【承認】 ・令和3年度会計歳入歳出決算について【承認】 ・令和4年度事業計画（案）について（地域巡回バス運行車両の移動円滑化基準適用除外について）【承認】 (地域公共交通確保維持改善事業に基づく「令和5年度紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画」の策定について) ・令和4年度会計歳入歳出予算（案）について【承認】 ・紀の川市地域公共交通活性化再生協議会の規約改正について【承認】
令和5年 1月12日	<p>○令和4年度第2回協議会（書面協議）</p> <p>【発送日】：令和4年12月26日</p> <p>【提出期限】：令和5年1月12日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価案について【承認】 ・令和4年度会計歳入歳出予算の減額補正（案）について【承認】
令和5年 2月21日	<p>○令和4年度第3回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域巡回バス貴志川路線の運行事業者変更について【承認】 ・紀の川市地域公共交通活性化再生協議会の規約改正について【承認】 ・公共交通に関するアンケート調査の集計結果について【報告】
令和5年 6月26日	<p>○令和5年度第1回協議会（書面協議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業報告について【承認】 ・令和4年度会計歳入歳出決算について【承認】 ・令和5年度事業計画（案）について (地域公共交通確保維持改善事業に基づく「令和6年度紀の川市地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について」【承認】) ・紀の川市地域公共交通計画の策定方針について【承認】 ・令和5年度会計歳入歳出予算（案）について【承認】 ・安全性確保対策のためのバス停留所の移設について【承認】
令和5年 9月1日	<p>○令和5年度第2回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客を対象とした事業者協力型自家用有償旅客運送事業について【承認】 ・紀の川市地域公共交通計画の策定について【協議】
令和6年 1月22日	<p>○令和5年度第3回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価案について【承認】 ・紀の川市地域巡回バスの見直しの方向性について【承認】 ・紀の川市地域公共交通計画素案について【承認】
令和6年 3月21日	<p>○令和5年度4回協議会（書面協議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀の川市地域公共交通計画の策定について【承認】 ・紀の川コミュニティバスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について【承認】 ・令和6年度の協議会開催予定等について【報告】 ・紀の川市の地域公共交通を考える会の開催結果について【報告】

令和 6 年 6 月 24 日	<p>○令和 6 年度第 1 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度事業報告について【承認】 ・令和 5 年度会計歳入歳出決算について【承認】 ・令和 6 年度事業計画（案）について (令和 7 年度紀の川市地域内フィーダー系統確保維持事業の計画認定申請について)【承認】 ・令和 6 年度会計歳入歳出予算（案）について【承認】 ・AI オンデマンド交通導入に関する進捗状況について【報告】
令和 6 年 11 月 8 日	<p>○令和 6 年度第 2 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀の川デマンド乗合交通の運行について【承認】
令和 7 年 1 月 27 日	<p>○令和 6 年度第 3 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の事業評価案について【承認】 ・紀の川市地域巡回バスの早朝・夜間便の減便について【承認】 ・令和 7 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る地域公共交通計画の変更について【承認】 ・紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約の改正について【承認】 ・紀の川デマンド乗合交通（のりのり交通）の運行状況について【報告】
令和 7 年 6 月 24 日	<p>○令和 7 年度第 1 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度の実績について【承認】 ・令和 6 年度会計歳入歳出決算について【承認】 ・紀の川市地域公共交通計画「別紙」（地域内フィーダー系統）の策定について【承認】 ・令和 7 年度会計歳入歳出予算（案）について【承認】 ・運賃協議部会の設置について【承認】
令和 7 年 10 月 28 日	<p>○令和 7 年度第 2 回協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀の川デマンド乗合交通（のりのり交通）の河南地域拡大について【●●】 ・運賃協議部会の開催を要しない軽微な事業の位置付けについて【●●】 ・桃山鞆渕コースのバス停新設について【●●】 ・令和 8 年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る地域公共交通計画の変更について【●●】
19. 利用者等の意見の反映状況	
<p>本協議会の構成員には合併した旧町（打田町、那賀町、粉河町、桃山町、貴志川町）それぞれの代表区長等が含まれており、住民代表者の意見等を重視している。</p> <p>バスに関する地域の区長要望については、協議会事務局（紀の川市交通政策課）において隨時受け付けており、路線再編時には考慮している。</p>	
20.（粉河桃山路線）桃山鞆渕コースを補助対象系統としてかつらぎ町の地域公共交通計画に位置付けない理由	
<p>（粉河桃山路線）桃山鞆渕コースは、かつらぎ町にまたがる系統であるが、かつらぎ町の地域公共交通計画は今後策定予定となっており、以下の理由から当該系統を補助対象系統として位置付けない見込みである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①主として紀の川市民の移動手段を確保するために運行している系統であること。 ②かつらぎ町は、補助系統に係る費用負担は行っていないこと。 ③かつらぎ町は、補助系統に係る補助申請を行わないこと。 <p>そのため、かつらぎ町の運行区間も含めて紀の川市が補助申請を行うこととする。</p>	

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 和歌山県紀の川市西大井 338 番地

(所 属) 紀の川市役所企画部交通政策課

(氏 名) 主査 井辺 将文

(電 話) 0736-79-3921

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度 表1旧

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
紀の川市	和歌山バス那賀(株)	(1) (粉河那賀路線) 名手上那賀支所 コース	紀の川 市那賀 支所	コメリ那 賀店	紀の川 市那賀 支所	往20.3km 復20.3km	362日	905回		路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「名手駅」に接続	③
	和歌山バス那賀(株)	(2) (粉河那賀路線) 川原西脇コース	紀の川 市那賀 支所	粉河駅	紀の川 市那賀 支所	往20.5km 復20.5km	362日	724回		路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「名手駅」「粉 河駅」に接続	③
	和歌山バス那賀(株)	(3) (打田粉河路線) 赤尾藤井コース	紀の川 市役所	藤井	紀の川 市役所	往21.6km 復21.6km	362日	905回		路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「粉河駅」「打 田駅」に接続	③
	和歌山バス那賀(株)	(4) (打田粉河路線) 長田竜門コース	紀の川 市役所	杉原	紀の川 市役所	往20.7km 復20.7km	362日	724回		路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「打田駅」に接 続	③
	和歌山バス那賀(株)	(5) (打田貴志川路線) 打田貴志川コース	貴志駅	ショッピ ングタウ ン前	紀の川 市役所	往20.2km 復20.2km	362日	1991回		路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「下井阪駅」「 打田駅」および和歌山電 鐵「貴志駅」に接続	③
	(株)有交紀北	(6) (打田貴志川路線) 細野貴志川コース	紀の川 市貴志 川支所	貴志駅	垣内	往16.5km 復16.5km	362日	905回		路線定期運行	②(1)	和歌山電鐵貴志川線「貴 志駅」に接続	③
	(株)有交紀北	(7) (粉河桃山路線) 桃山鞆瀬コース	オース トリート 前	紀の川 市桃山 支所	下志賀	往29.0km 復29.0km	241日	602.5回		路線定期運行	②(1)	和歌山バス那賀が運行す る地域間幹線バス系統「紀 の川コミュニティバス」と「紀 の川市桃山支所」他で接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R8年度 表1新

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
紀の川市	和歌山バス那賀(株)	(1) (粉河那賀路線) 名手上那賀支所 コース	紀の川市那賀 支所	コメリ那 賀店	紀の川市那賀 支所	往20.3km 復20.3km	362日	905回		路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「名手駅」に接 続	③
	和歌山バス那賀(株)	(2) (粉河那賀路線) 川原西脇コース	紀の川市那賀 支所	粉河駅	紀の川市那賀 支所	往20.5km 復20.5km	362日	724回		路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「名手駅」「粉 河駅」に接続	③
	和歌山バス那賀(株)	(3) (打田粉河路線) 赤尾藤井コース	紀の川市役所	藤井	紀の川市役所	往21.6km 復21.6km	362日	905回		路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「粉河駅」「打 田駅」に接続	③
	和歌山バス那賀(株)	(4) (打田粉河路線) 長田竜門コース	紀の川市役所	杉原	紀の川市役所	往20.7km 復20.7km	362日	724回		路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「打田駅」に接 続	③
	和歌山バス那賀(株)	(5) (打田貴志川路線) 打田貴志川コース	貴志駅	ショッピ ングタウ ン前	紀の川市役所	往20.2km 復20.2km	362日	1991回		路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「下井阪駅」「 打田駅」および和歌山電 鐵「貴志駅」に接続	③
	(株)有交紀北	(6) (打田貴志川路線) 細野貴志川コース	紀の川市貴志 川支所	貴志駅	垣内	往16.5km 復16.5km	362日	905回		路線定期運行	②(1)	和歌山電鐵貴志川線「貴 志駅」に接続	③
	(株)有交紀北	(7)-1 (粉河桃山路線) 桃山駅済コース R8.1.4まで	オース トリート 前	紀の川市桃山 支所	下志賀	往29.0km 復29.0km	61日	152.5回		路線定期運行	②(1)	和歌山バス那賀が運行す る地域間幹線バス系統「紀 の川コミュニティバス」と「紀 の川市桃山支所」他で接続	③
	(株)有交紀北	(7)-2 (粉河桃山路線) 桃山駅済コース R8.1.5から	オース トリート 前	紀の川市桃山 支所	下志賀	往29.1km 復29.1km	180日	450回		路線定期運行	②(1)	和歌山バス那賀が運行す る地域間幹線バス系統「紀 の川コミュニティバス」と「紀 の川市桃山支所」他で接続	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

R9年度～計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

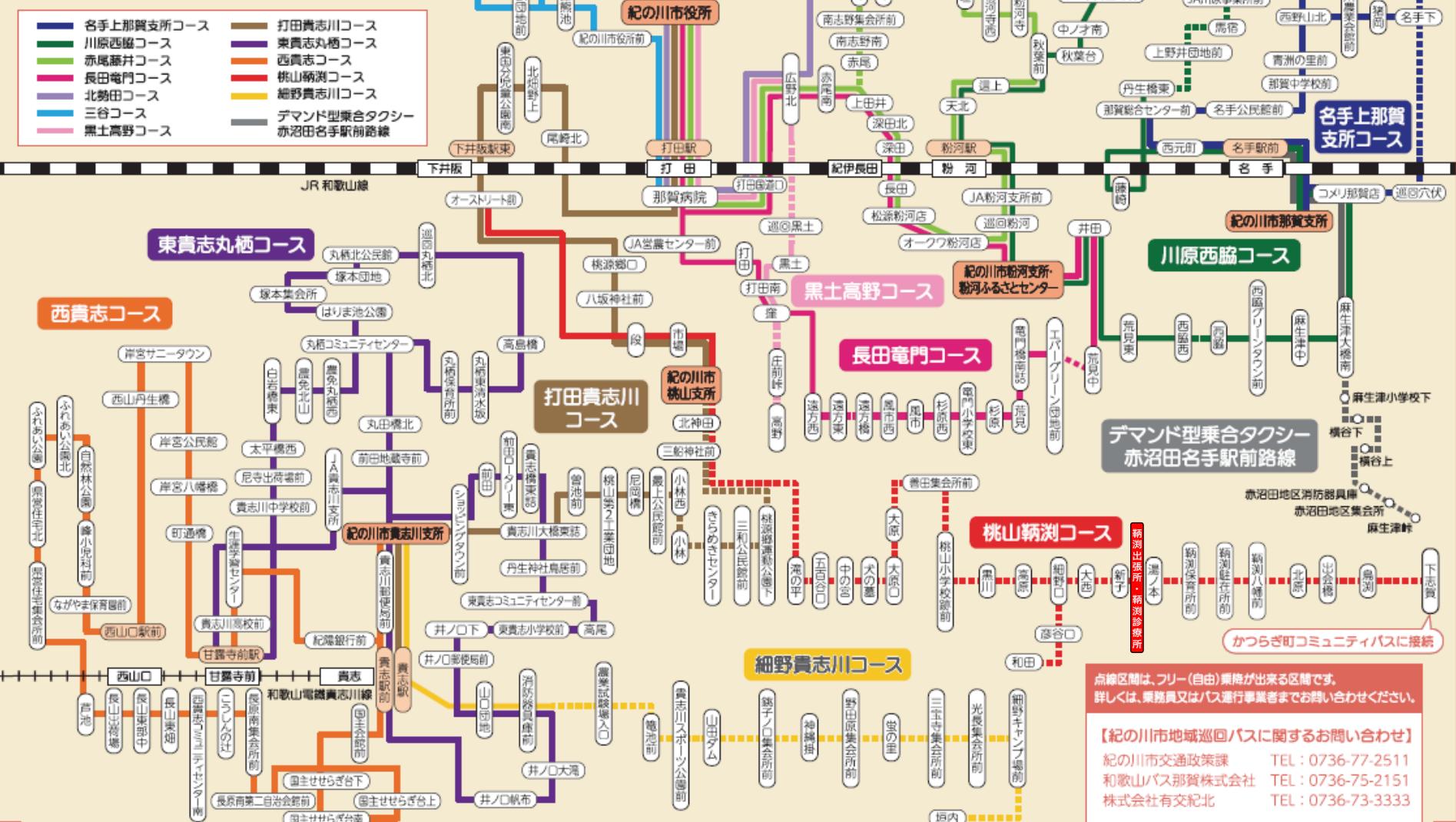
市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
紀の川市	和歌山バス那賀(株)	(1) (粉河那賀路線) 名手上那賀支所 コース	紀の川市那賀支所	コメリ那賀店	紀の川市那賀支所	往20.3km 復20.3km	362日	905回		路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「名手駅」に接続	③
	和歌山バス那賀(株)	(2) (粉河那賀路線) 川原西脇コース	紀の川市那賀支所	粉河駅	紀の川市那賀支所	往20.5km 復20.5km	362日	724回		路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「名手駅」「粉河駅」に接続	③
	和歌山バス那賀(株)	(3) (打田粉河路線) 赤尾藤井コース	紀の川市役所	藤井	紀の川市役所	往21.6km 復21.6km	362日	905回		路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「粉河駅」「打田駅」に接続	③
	和歌山バス那賀(株)	(4) (打田粉河路線) 長田竜門コース	紀の川市役所	杉原	紀の川市役所	往20.7km 復20.7km	362日	724回		路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「打田駅」に接続	③
	和歌山バス那賀(株)	(5) (打田貴志川路線) 打田貴志川コース	貴志駅	ショッピングタウン前	紀の川市役所	往20.2km 復20.2km	362日	1991回		路線定期運行	②(1)	JR和歌山線「下井阪駅」「打田駅」および和歌山電鐵「貴志駅」に接続	③
	(株)有交紀北	(6) (打田貴志川路線) 細野貴志川コース	紀の川市貴志川支所	貴志駅	垣内	往16.5km 復16.5km	362日	905回		路線定期運行	②(1)	和歌山電鐵貴志川線「貴志駅」に接続	③
	(株)有交紀北	(7) (粉河桃山路線) 桃山駅渓コース	オーストリート前	紀の川市桃山支所	下志賀	往29.1km 復29.1km	243日	607.5回		路線定期運行	②(1)	和歌山バス那賀が運行する地域間幹線バス系統「紀の川コミュニティバス」と「紀の川市桃山支所」他で接続	③

(注)

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

紀の川市 地域巡回バス 運行系統図

(令和8年1月5日時点)



点線区間は、フリー(自由)乗降が出来る区間です。
詳しくは、乗務員又はバス運行事業者までお問い合わせください。

「紀の川市地域巡回バスに関するお問い合わせ」

【紀の川市市地図巡回バスに関する問い合わせ】
紀の川市交通政策課 TEL: 0736-77-2511
和歌山バス那賀株式会社 TEL: 0736-75-2151
株式会社有交紀北 TEL: 0736-73-3333

打田貴志川路線									
(6) 細野貴志川コース									
No.	停留所	始程	所要	↓	所要	↑			
337	垣内	0.9	0:02	9:00	11:40	15:30		11:40	15:30
336	細野キャンプ場前	3.1	0:06	9:02	11:42	15:32	0:02	11:38	15:28
335	光長集会所前	1.0	0:02	9:08	11:48	15:38	0:06	11:32	15:22
334	三宝寺集会所前	1.0	0:02	9:10	11:50	15:40	0:02	11:30	15:20
333	螢の里	0.4	0:01	9:12	11:52	15:42	0:02	11:28	15:18
332	野田原集会所前	1.4	0:02	9:13	11:53	15:43	0:01	11:27	15:17
331	神繩掛	1.7	0:02	9:15	11:55	15:45	0:02	11:25	15:15
330	銚子ノ口集会所前	2.6	0:04	9:17	11:57	15:47	0:02	11:23	15:13
329	山田ダム	0.6	0:01	9:21	12:01	15:51	0:04	11:19	15:09
328	貴志川スポーツ公園前	0.8	0:01	9:22	12:02	15:52	0:01	11:18	15:08
327	篠池前	0.3	0:00	9:23	12:03	15:53	0:01	11:17	15:07
326	農業試験場入口	0.6	0:01	9:23	12:03	15:53	0:00	11:17	15:07
325	消防器具庫前	0.3	0:01	9:24	12:04	15:54	0:01	11:16	15:06
324	山口団地	0.7	0:02	9:25	12:05	15:55	0:01	11:15	15:05
323	貴志駅	1.1	0:03	9:27	12:07	15:57	0:02	11:13	15:03
322	紀の川市貴志川支所			9:30	12:10	16:00	0:03	11:10	15:00
		16.5	0:30			0:30			

粉河桃山路線									
(7) 桃山鞆瀬コース									
No.	停留所	始程	所要	↓	所要	↑			
422	下志賀	1.5	0:04	7:30	9:40		9:40	14:00	17:30
421	鳥渕	1.5	0:01	7:34	9:44	0:10	9:30	13:50	17:20
420	出会い橋	0.4	0:01	7:35	9:45	0:01	9:29	13:49	17:19
419	北原	1.4	0:01	7:36	9:46	0:01	9:28	13:48	17:18
418	鞆瀬八幡前	0.3	0:00	7:37	9:47	0:01	9:27	13:47	17:17
417	鞆瀬駐在所前	0.5	0:00	7:37	9:47	0:00	9:27	13:47	17:17
416	鞆瀬保育所前	1.0	0:02	7:37	9:47	0:00	9:27	13:47	17:17
415	湯ノ本	0.2	0:01	7:39	9:49	0:02	9:25	13:45	17:15
新	鞆瀬出張所・鞆瀬診療所	1.1	0:01	7:40	9:50	0:01	9:24	13:44	17:14
414	新子	0.5	0:01	7:41	9:51	0:01	9:23	13:43	17:13
413	大西	0.6	0:01	7:42	9:52	0:01	9:22	13:42	17:12
410	細野口	1.6	0:03	7:43	9:53	0:01	9:21	13:41	17:11
411	彦谷口	0.5	0:01	7:46	9:56	0:03	9:18	13:38	17:08
412	和田	0.5	0:01	7:47	9:57	0:01	9:17	13:37	17:07
411	彦谷口	1.6	0:02	7:48	9:58	0:01	9:16	13:36	17:06
410	細野口	1.0	0:02	7:50	10:00	0:02	9:14	13:34	17:04
409	高原	2.0	0:05	7:52	10:02	0:02	9:12	13:32	17:02
408	黒川	1.3	0:02	7:57	10:07	0:05	9:07	13:27	16:57
407	桃山小学校跡前	1.7	0:04	7:59	10:09	0:02	9:05	13:25	16:55
406	善田集会所前	1.1	0:03	8:03	10:13	0:04	9:01	13:21	16:51
405	大原	0.5	0:01	8:06	10:16	0:03	8:58	13:18	16:48
404	大原口	0.7	0:01	8:07	10:17	0:01	8:57	13:17	16:47
403	犬の墓	0.7	0:01	8:08	10:18	0:01	8:56	13:16	16:46
402	中の宮	0.5	0:01	8:09	10:19	0:01	8:55	13:15	16:45
401	五百谷口	0.3	0:00	8:10	10:20	0:01	8:54	13:14	16:44
400	滝の平	1.5	0:02	8:10	10:20	0:00	8:54	13:14	16:44
311	三船神社前	0.4	0:01	8:12	10:22	0:02	8:52	13:12	16:42
310	北神田	0.5	0:02	8:13	10:23	0:01	8:51	13:11	16:41
309	紀の川市桃山支所	0.5	0:03	8:15	10:25	0:02	8:49	13:09	16:39
308	市場	0.5	0:01	8:18	10:28	0:03	8:46	13:06	16:36
307	段	2.7	0:11	8:19	10:29	0:01	8:45	13:05	16:35
304	オーストリート前			8:30	10:40	0:05	8:40	13:00	16:30
		29.1	1:00			1:00			

赤字部分はR8.1.5からの変更箇所

(6)運休日は
1月1日～1月3日

(7)運休日は1月1日～1月3日
ただし、接続している地域間幹線バス系統「紀の川コミュニティバス」の運休日が土日祝日および12月30日～1月3日となっているため、フィーダー補助申請上の運行回数は、それらを除いて計上する。

【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約

制定 平成30年6月14日
改正 令和元年6月27日
改正 令和4年6月13日
改正 令和5年4月1日
改正 令和7年4月1日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関する連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市副市長及び紀の川市長の指名する市職員
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者

（6）道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

（任期）

第5条 委員の任期は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成31年紀の川市規則第25号）のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

（会長）

第6条 会長は、紀の川市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。

（副会長）

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

（監査委員）

第8条 協議会に監査委員2名を置く。

2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（協議会の運営）

第9条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求める意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（書面による決議）

第10条 協議会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面により決議をすることができる。この場合において、前条第4項中「出席委員」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

（協議結果の尊重義務）

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、紀の川市企画部長をもって充てる。

3 事務局次長は、紀の川市企画部交通政策課長をもって充てる。

4 事務局員は、紀の川市企画部交通政策課の職員をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成30年6月14日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和4年6月13日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。